

# 公認ファスティング カウンセラー (FC) 資格規約

## 第1条 (資格認定制度創設の目的)

一般社団法人 日本酵素・水素医療美容学会 (以下、「学会」という) は、美容を目的とした正しいファスティング法を研究・普及するために「ファスティング研究部会」を発足し、学会で推奨するファスティングの正しい理論と実践法を習得した個々人の食事傾向やコンディショニングに合った安心・安全で実践的なカウンセリングができるプロレベルの指導者を育成することを目的として「公認ファスティング カウンセラー (FC) 資格」(以下、「FC資格」という) を創設した。

## 第2条 (FC 資格の概要)

FC資格は、ファスティングに特化した正しい知識と実践法および第三者に対してカウンセリングが可能なレベルの技能を習得する、ファスティングの専門実践資格である。この資格取得者は、第三者に対して学会推奨商品を用いたファスティングプログラムをカウンセリング指導することができる。

## 第3条 (FC 資格の認定条件)

学会は、以下の条件を全て満たしている者に対してのみ、FC資格を付与する。ただし、ファスティング実践時に体調不良や予期せぬ事態によりファスティングを中断した場合は、下記の限りではない。

- 一 すでに学会の個人会員または法人会員であること、もしくは「公認ファスティング カウンセラー (FC) 資格取得講座」(以下、「FC資格取得講座」という) 講座受講時に学会に対し個人会員または法人会員への入会申請済みであること。
- 二 学会が定めるFC資格取得講座の受講料および会員年会費を支払い済みであること。
- 三 所定の手続きに従い、FC資格取得講座を受講済みであること。
- 四 FC資格取得講座終了後1ヶ月以内に自身が学会推奨教材を用いて学会推奨のファスティングプログラムを実践済みであること。
- 五 前号に定めるファスティング実践後、学会に対し、所定のレポート (以下、「レポート」という) を提出済みであること。

※ただし、申請者が以下のいずれかに該当する場合には、学会はFC資格の付与を拒否する。

- 一 反社会的勢力に該当する者、もしくは反社会的勢力がその事業活動に大きく影響を及ぼしている者。
- 二 その他、学会が不適当と認めた者。

## 第4条 (FC 資格取得講座の受講料、会員年会費およびオプションサービス年会費)

FC資格取得講座受講者 (以下、「受講者」という) は、下記の受講料および会員年会費を支払うものとする。また、別途各オプションサービスを申込み場合は、その年会費も支払うものとする。なお、各年会費の算定期間は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とし、いずれも入会時期によって金額が変動するものとする。

- 一 受講料： 38,000 円 (税別) ※登録料、テキスト代、ディプロマ・資格認定バッジ発行料を含む。
- 二 会員年会費：個人会員 5,000 円 (税別) 法人会員 10,000 円 (税別)
- 三 オプションサービス年会費：年間オプション相談サービス 30,000 円 (税別)  
：e-ラーニングサービス 50,000 円 (税別)  
：FC賠償責任保険 年額 18,000 円 (税込)

年会費の算出期間：

- 一 入会時期が4月1日～9月30日の場合、正規金額の100%
- 二 入会時期が10月1日～12月31日の場合、正規金額の50%
- 三 入会時期が1月1日～3月31日の場合、算定期間を翌年3月31日までとし、正規金額の100%

## 第5条 (FC 資格取得講座の受講申込)

FC 資格取得講座受講希望者（以下、「受講希望者」という）は、以下のいずれかの講師が実施する FC 資格取得講座に申し込み、受講しなければならない。

- 一 学会ファスティング研究部会 部会長
- 二 学会本部講師
- 三 学会公認ファスティング カウンセラー (FC) 認定講師

また、受講希望者は、以下のいずれかの方法で FC 資格取得講座に申込みとする。

- 一 公認ファスティング カウンセラー申請書 兼 入会申込書を用いた FAX 申込。
- 二 学会ホームページ内の申込フォームからの申込 (web 申込)。
- 三 学会事務局もしくは学会出展のイベントブース内における直接手渡しによる入会申込。

## 第6条 (FC 資格取得講座受講申込の承諾)

学会は、受講希望者の受講申込を承諾する場合、受講希望者に対して講座申請登録完了の旨をメールにて通知する。

## 第7条 (FC 資格取得講座の支払いおよびキャンセル)

受講者は、原則として、振込による事前支払い、もしくはネットプロテクションズ後払いサービスを利用した後払い方式のいずれかの方法により、受講料および会員年会費を支払うものとする。なお、受講者の都合により FC 資格取得講座の受講をキャンセルする場合には、受講料から以下のキャンセル料を差し引いた金額を返金する。返金の際にかかる振込手数料は受講者の負担とする。

- 一 開講日 3 日前までのキャンセル→無料
- 二 開講日 2 日前のキャンセル→正規金額の 30%
- 三 開講日 1 日前のキャンセル→正規金額の 50%
- 四 開講日当日のキャンセル→正規金額の 100%

## 第8条 (FC 資格取得者の特典について)

学会から FC 資格を付与された者（以下、「FC 資格取得者」という）は、学会が定める規定に則って、以下の特典および権利を得ることができる。なお、学会理事の画像やプロフィール等のデータを広告宣伝活動に使用する場合は、事前に学会に申請のうえ、審査を経て承認を得なければならない。

- 一 自身の発行物(書籍類、名刺、カタログ、パンフレット、チラシ等)、Web サイト(ホームページ、ブログ、動画サイト、ソーシャルネットワークサービス等)、視聴覚資料(CD、DVD、MP3、ビデオテープ等)、ソフトウェア(アプリケーション、コンテンツ等)への学会名、会員名、資格名の表示。
- 二 学会ロゴマークの使用。
- 三 学会推奨カウンセリングシート/実践マニュアルの購入権利。
- 四 Web 上の掲示板を利用した年間相談サービスの利用権利 (オプションサービス加入者のみ)。
- 五 e-ラーニングサービスを利用した年間相談サービス (法人会員かつオプションサービス加入者のみ)。
- 六 レポート提出後、学会から付与する「ディプロマ (修了証)」「資格認定バッジ」。  
※ディプロマは、見えやすい場所に置くこと。  
※ディプロマ、資格認定バッジの再発行には追加で費用 (ディプロマ: 3,000 円、資格認定バッジ: 1,000 円) を負担しなければならない。
- 七 学会の推奨教材を購入する権利。ただし、第 14 条に定める当該メーカーによる審査を通過しなければならない。
- 八 インナービューティ・カウンセリング食リスク分析結果シートを使用する権利。
- 九 学会が作成したプロジェクター用資料等の公式ツールを購入し、使用する権利 (別途、「データ受領申請書」を提出のこと)。

## 第9条 (FC 資格の維持)

FC 資格取得者が FC 資格を維持するためには、学会の個人会員または法人会員でなければならない、かつ、第 10 条の定めに従い年会費を支払わなければならない。なお、申請時に届け出た内容 (氏名・住所等) に変更が生じた場合は、速やかに学会に届け出なければならない。

## 第10条（更新手続）

F C資格取得者は、毎年学会が定める所定の期日までに、以下の項目について定められた年会費を支払うことにより、F C資格を継続して維持しなければならない。ただし、F C資格の継続を希望しないF C資格取得者は、毎年2月末日までに書面により申し出ることにより、F C資格を放棄することができる。

- 一 学会個人会員/学会法人会員
- 二 年間オプション相談サービス
- 三 e-ラーニングサービス

## 第11条（FC資格取得講座の再受講）

受講希望者は、学会に申し出ることにより、何度でもF C資格取得講座の再受講ができるものとする。再受講の際には、原則として、テキストの再交付は行わない。また、ファスティングレポートの提出は不要とし、ディプロマ（修了証）の追加交付も行わない。

再受講費：10,000円（税別）

## 第12条（FC資格の剥奪）

学会は、F C資格取得者が以下のいずれかに該当する場合、F C資格を剥奪し、再度F C資格を付与することはない。また、原則として、F C資格取得講座の再受講も認めない。F C資格取得者がF C資格を剥奪された場合には、速やかにディプロマ（修了証）を学会に返還するとともに、以降、F C資格取得者を名乗ってはならない。

- 一 学会の定めるF C資格取得講座のカリキュラムと類似した講座を学会に無断で開催した場合。
- 二 認定されたF C資格の適用範囲外の行為をした場合。
- 三 学会の名誉、社会的地位を毀損、失墜させた場合。
- 四 学会の名称を規定された範囲以上に許可なく使用した場合。
- 五 F C資格取得講座の講義内容、テキストその他の提供物を転売した場合。
- 六 犯罪を犯した場合。
- 七 所定の年会費を滞納し、再三の催告にもかかわらず、年会費を支払わない場合。
- 八 その他、F C資格を剥奪せざるを得ない行為があったと学会が判断した場合。

## 第13条（FC資格の再交付）

F C資格取得者がディプロマ（修了証）を紛失した場合には、直ちに学会へ申し出なければならない。

学会は、F C資格取得者から、学会が指定した必要書類を受領した場合のみ、ディプロマ（修了証）の再発行を行う。

## 第14条（学会推奨商材の購入）

F C資格取得者は、学会の推奨商材である株式会社エステプロ・ラボが発売する製品を購入することができる。ただし、同社のGRAN PRO製品においては取扱規約があることを理解し、同社が発行する別紙のGRAN PRO商品取扱誓約書に基づく契約を締結し、規約を遵守しなければならない。

## 第15条（e-ラーニング、年間相談オプションサービスの利用）

F C資格取得者は、学会が提供する「e-ラーニングサービス」、「年間相談オプションサービス」を申し込んだ場合、別途定める「e-ラーニング規約」に基づき、これらのサービスを利用することができる。

## 第16条（免責事項）

F C資格取得者は、以下の関連法規を遵守して、自己の判断と責任のもと、ファスティング指導を行うものとする。F C資格付与後にF C資格取得者が行うカウンセリング指導、食事指導、ファスティング指導等により発生したいかなる事故、損害についても学会は一切関知せず、その責任および損害賠償責任を負うことはない。

## 関連法規

- 一 医師法、薬機法、健康増進法等の法律
- 二 特定商取引法、景品表示法等の消費者保護等の法律
- 三 個人情報保護法等の法律
- 四 その他の法令

## 第 17 条 （損害賠償請求）

F C 資格取得者が、学会の名誉および信頼・信用・社会的地位を著しく毀損し失墜させた場合、その者は学会が被った一切の損害を賠償するものとする。また、F C 資格取得講座に起因、または関連して他の資格取得者との間で紛争が発生した場合、F C 資格取得者は自己の責任と負担において当該紛争を解決するとともに、学会に生じた一切の損害を補償するものとする。

## 第 18 条 （管轄裁判所）

本規約または F C 資格取得講座に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第 19 条 （その他）

その他、本規約の改訂並びに本規約に該当しない事項については、学会の理事会にて討議し、定めるものとする。

## 第 20 条 （規約の変更）

学会は、必要に応じて、F C 資格取得者、受講者および受講希望者の承諾を得ることなく、本規約を変更、改訂できるものとする。

2014 年 2 月 28 日 施行

2016 年 11 月 25 日改訂施行

一般社団法人 日本酵素・水素医療美容学会